

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

- 1 特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の支給方法を定めることにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この規則は、公布の日（令和5年10月2日）から施行することにしました。ただし、一部の規定は、令和5年9月1日から適用することにしました。

（総務局人事部給与課）